

# 令和2年度社会福祉法人伊豆つくし会事業計画書

## 法人運営の理念

当法人は、下田市・賀茂郡各町で構成された一部事務組合伊豆つくし学園組合が設置・運営していた知的障害児施設伊豆つくし学園の経営を継承すると共に、新たな障害福祉事業を行い、もって地域福祉の推進に努める目的で平成19年3月に設立されました。

その経緯に着目して掲げられた次の理念に沿った運営を行って参ります。

- 1 どんなに障がいの重い人でも、地域で安心して暮らしていけるような福祉サービスを提供する。
- 2 利用者一人ひとりの幸せ実現に寄り添うと共に、保護者の安心をも支えて行く。
- 3 在宅福祉サービス展開の拠点施設としての役割も果たして行く。
- 4 福祉サービスの推進、ボランティアの育成・福祉専門職員の養成に携わって行く。

## I 法人の運営方針及び事業計画

### 1 社会福祉法人の運営方針

社会福祉法の改正（平成28年3月）など、社会福祉法人制度が大きく変革する中、伊豆つくし会におきましてもその変革を背景に改正した新定款（平成29年改正）に基づき、本法人を運営して参りました。

令和2年度におきましても、次の「II 各施設の事業計画」に示すとおり、定款に掲げる社会福祉事業としての社会福祉施設及び事業所の運営の充実を図るとともに、地域福祉への貢献等法人の公益性の確保に向けた取り組みに力を注いで参ります。

なお、令和元年6月に、新定款に基づいた法人運営が始まって以来初めて、法人役員の改選がなされましたが、次年度（令和3年度）は、役員及び評議員の一斉改選の時期となります。

#### (1) 経営組織のガバナンスの強化

理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付けるとともに、評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関として位置付け、評議員8名、理事7名、監事2名の体制で法人運営を行います。

（藤原理事が令和2年3月31日に退任しますが、その後任の選任作業を進めま

す。)

## (2) 事業運営の透明性の向上

財務諸表、現況報告書に加え、役員報酬基準の公表など、引き続き法人の事業運営の透明性の向上に努めます。

## (3) 財務規律の強化

令和元年度は前年度決算において、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）がマイナスに転じた（－17,150千円）ことから、静岡県に対し「社会福祉充実計画」の終了について諮ったところ、承認が得られました。

現時点では、令和元年度の決算前であり「社会福祉充実残額」がどのように計算されるか未定ですが、「社会福祉充実残額」が生じた場合は、施設利用者への支援内容向上や職員の処遇向上を計画的に進めることを目的に、新たな「社会福祉充実計画」を策定したいと考えます。

なお、「社会福祉充実残額」の有無にかかわらず、法人の施設整備に係る福祉医療機構からの借入金（平成31年度末残高：186,100千円…令和12年度に償還終了）や将来的な人件費の増加等に対応するため、長期的観点から、収支ともに安定した経営基盤の確立に努める必要があるものと考えます。

## (4) 在宅福祉サービスの充実

福祉型障害児入所施設と障害者支援施設が併設している伊豆つくし学園では、その入所施設としての機能の充実・強化はもとより、賀茂圏域市町からの委託事業である、障害児又は障害の疑いのある児童及びその保護者に対し、通所の方法で交流の場を提供することを目的とした「賀茂圏域療育支援事業」（障害幼児療育教室「ひまわり療育教室」）を実施し、在宅福祉サービス展開の拠点施設として事業の充実に努めます。

また、静岡県障害福祉課より委託（平成31年2月開始）を受けて、これまで「在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修」を2回（2ヶ年度）開催したところですが、本年度も引き続き、当該研修事業を受託開催し、医師や看護職員など医療関係者と福祉の専門職が連携して在宅の重症心身障害児者の支援にあたるための関係づくりを醸成する場を提供して参る予定です。

## 2 法人が抱える課題及び対応

### (1) 施設職員の利用者への不適切な行為の再発防止について

昨年度、伊豆つくし学園（障害者支援施設）内で職員による利用者への虐待事案が生じました。

法人としましては、深く反省し、このようなことを二度と起こさないよう、

外部委員を加えた「虐待防止委員会」の発足を図り、虐待防止対策マニュアルの作成や職員研修会を開催するなど、組織的かつ計画的な再発防止に努めます。

また、その一環として、社会福祉施設の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立的な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」の受審を目指します。(第三者評価機関である静岡県社会福祉協議会の審査枠の関係から、令和3年度の受審を予定しています。(対象：障害者支援施設伊豆つくし学園))

## (2) 福祉人材の確保及び育成

令和2年度、伊豆つくし学園に4名看護職員を配置し、併せ、宇土金に1名(伊豆つくし学園看護師1名が兼務)、奈良本に1名看護職員を確保することができ、それぞれ非常勤職員ではありますが、一定の医務体制の充実が図られました。

但し、利用者支援に携わる職員につきましては、昨年度、中途退職者が出るなど、人材確保が今後益々難しくなると思われますので、国が働き方改革を推進する中で、離職者発生の防止や、職員がより良く働くことができる環境を整備してまいります。

また、職員には職務に係る研修の機会を多く提供し、利用者支援レベルの維持・向上に力を注ぐことが重要であると考えます。

## (3) 伊豆つくし学園の水源確保

平成30年度、従前より使用していた井戸水が涸れ稼働を中止し、また、表流水については風雨などの気象状況の変化に伴い取水に不具合が生じる頻度が高くなってきたことから安定的な水源の確保が課題となり、令和元年度に、法人敷地内における井戸等の水源調査を行った。

調査の結果、稼働を中止していた井戸に再活用の可能性があることが分かったため、その再調査を行うなど、適当な水源の確認作業を続け、水源確保について検討したいと考えます。

# 3 法人の事業計画

## (1) 理事会・評議員会の開催(予定)

時 期	理事会(主な議案等)	評議員会(主な議案等)
1 令和2年6月上旬	1 令和元年度事業報告 2 令和元年度決算 3 定時評議員会開催決議	

2 令和2年6月下旬		<定時評議員会> 1 令和元年度事業報告 2 令和元年度決算
3 令和2年9月下旬	1 理事長職務執行状況報告 2 最賃改定に伴う規則改正 3 令和2年度第1次補正予算	
4 令和2年10月上旬		1 令和2年度第1次補正予算
5 令和3年3月中旬	1 理事長職務執行状況報告 2 令和2年度最終補正予算 3 令和3年度事業計画 4 令和3年度当初予算 5 評議員会開催決議	
6 令和3年3月下旬		1 令和2年度最終補正予算 2 令和3年度事業計画 3 令和3年度当初予算

## II 各施設の事業計画

### 1 伊豆つくし学園

福祉型障害児入所施設 [12名(経過的利用含む)]  
障害者支援施設 [30名 生活介護(通所有)・施設入所支援]  
障害福祉サービス事業(短期入所 併設型6床)  
市町生活支援事業(基準該当居宅・重度訪問介護、日中一時  
支援・移動支援)  
静岡県障害児者地域療育支援センター事業(県委託・3事業)  
指定相談支援事業(一般・特定・障害児)  
賀茂圏域市町療育支援事業(ひまわり療育教室)

#### 〈伊豆つくし学園〉

##### **福祉型障害児入所施設 [定員12名(経過的利用も含む)]**

学園児童部門では、困難な課題を持った発達障害児や社会的養護を必要とする児童の入所が増加傾向にあり、児童養護施設化してきていることに加え、一方では重い障害によって困難な課題を抱えた児童もおり、軽度の児童と重度重複障害のある児童の2極化した共同生活の場となっております。

18歳を過ぎた児童の進路問題については、平成30年3月31日をもって制度にある経過的利用が終了予定でありましたが、18歳以後の進路先としての成人入所施設がどこも満床であり、待機者が多くいる状態であることから、さらに3年間の延期となりました。しかし、その場しのぎの対応は根本的な解決策とはならず、年度末にはこの例外なき18歳退所の実施は、重い障害を持つ子や帰来先のない子を路頭に迷わせるものであると言わざるをえません。国の政策担当者のみならず、関係機関全体でこの問題を検討・解決していかなければなりません。

学園児童部においては、3月に児童1名が退所し他法人の障害児入所施設へ移行し、4月1日付で1名14歳の男子児童が入所し12名の児童数でスタートすることになります。人数は少ないものの、小学生から高校生、23歳の訓練生と幅広い年齢層であり、障害の状態や家庭状況、学校の選択など、一人ひとり異なる課題状況があります。

#### 〈障害児入所施設としての運営方針〉

(1) 福祉型障害児入所施設では、平成24年の児童福祉法改正による障害種別 [三障害：知的・身体・精神(発達障害を含む)] の一元化と少子化の加速、虐待などによる社会的養護児童の増加など施設ニーズも多様であります。賀茂圏域唯一の入所型障害児施設である学園では、圏域内のみならず県東部地区からの入所児童も多くみられ、広域化しております。

- (2) 令和 2 年度中に 24 歳を迎える児童（経過的サービス利用中）が経過的障害者サービス（生活介護・入所支援）を適用しつつ次の進路先確保を目指しております。
- (3) 県（児相）・市町・学校等とのケース検討会議を実施（6 月）します。児童全員を対象に関係機関が集まり、一人ひとりの現状と課題・将来の進路等について話し合います。
- (4) 個別支援計画に基づいた支援（計画・実践・モニタリング・評価）の実施。
- (5) 児童期療育の場として、引き続き処遇困難児童の指導研究体制の確立と専門的処遇が実践できる療育体制作りを目指します。
- (6) 制度に基づく施設内虐待防止プログラムの研修と定期的な点検作業の実施により利用児童への適切な指導・支援の実施を目指します。
- (7) 学校放課後の日中一時支援（レスパイト）及び春・夏・冬の学校長期休業日における短期入所の受け入れ等、在宅の障害児と家族の支援を継続していきます。

#### <学校教育（障害児入所施設）>

- ・ 下田小学校特別支援学級・下田中学校特別支援学級・東部特別支援学校伊豆下田分校（小学部）・同校伊豆松崎分校（高等部）と児童それぞれの能力・特性に応じた学校選択を可能とし、通学等にかかわる送迎体制も強化します。
- ・ 学校・学園相互の協力と連携：特別支援学校との連絡会が平成 24 年度より開かれており、今年度も各学校との連携を強化し、対象児童の育成に手を携えていきます。

### 障害者支援施設（定員 30 名）

障害者支援施設（成人入所施設）は、一人ひとりの利用者にとっての家であり、仕事場であり、余暇をすごす場でもあります。この学園に住民票を置いている一人ひとりが世帯主として登録されています。そこには一人ひとりの暮らしがあり、人生があります。

利用者の中には、学園に入って間もない方から、3 歳から 30 数年間もの長い期間、この学園で暮らしている人もいます。

学園は彼ら、利用する人たちの日々の暮らしを支え、援け、障害を持っていても一人の人間として尊ばれ、この社会に意味ある存在であり続けることを支援する場でもあります。

#### <障害者支援施設としての運営方針>

##### (1) 利用者一人ひとりのための施設であること

利用している一人ひとりの個性（年齢や性別、性格、障害の重さなど）に見合った、豊かで満足ができる日々の暮らしを提供できるようにする。

豊かで満足できる暮らしとは、（衣食住の保障は当然であるが）健康・仕事・余暇が保障されている生活であります。とりわけ大人である彼らにとっては個人生活の充実が重要な要素であります。

(2) 将来の地域移行を目指した取り組み

利用している人にとって、今の施設はあくまでも通過していく場所であり、この学園を出た後は、家に帰ることはできなくても、より小規模で気の合った仲間と一緒に、家に近い形で暮らすことを提案します。重い障害があっても、誰でもが、一度はこうした暮らしをすること、それが学園と法人の大きな目標です。そのために下田市と東伊豆町へグループホーム及び通所施設を整備し地域移行がスムーズに行えるよう取り組んでいます。今後も賀茂地区障害者自立支援協議会など関係機関と協議し、必要な施設整備を進めていくことが、利用者の幸せ実現につながるものだと考えています。

(3) 個別支援計画に基づいた支援（計画・実践・モニタリング・評価）

生活介護・入所支援、ともに支援内容の充実を図る。一人ひとりの利用者が(1)(2)にあるような豊かな生活を実現していくためには、まずは一人ひとりの個別支援計画（内容）が充実していなければなりません。個別支援計画の中に利用者や家族の意思がどれだけ表されているか、また、本人の自己実現・QOL向上、幸せの実現につながるような内容となっているかについて、モニタリングを含めて、検証していきます。

(4) 施設内での虐待防止について

児童同様、職員「倫理・行動規定」に基づき、全職員が虐待防止と利用者の人権・権利擁護・自己選択と自己決定等を支援できるような体制を築いていきます。その一環として、今年新たに各事業所からの職員1名と第三者委員による虐待防止委員会を設置して虐待防止に取り組んでいきます。

(5) 地域の在宅障害者が緊急時に頼れる施設を目指す

圏域内の在宅障害児者における緊急時（虐待を受けた場合など）の受け入れや、大規模災害時の福祉避難所の設置など、市町の要請も受けていながら、地域の施設としての役割を果たしていくものであります。

### **スタッフ体制**

- (1) 今年度はベテラン職員を含む数人の退職者により、現状の支援レベルが維持できるか心配であります。ベテランの域にある職員が中心になり、若手職員がその力を早期に発揮できるよう、OJTを中心とした職員指導に力を入れていきます。
- (2) 一人ひとりが利用児童・利用者の指導・支援の専門家（プロフェッショナル）として、学園のみならず、圏域内の在宅障害児者福祉にも貢献できるよう、専門性を高めるための研修の機会を充実してまいります。園内での研修や外部に出た研修に加え、賀茂児童相談所職員等を講師に招聘したセミナーや研修会開催などについても取り組んでみたいと思います。
- (3) 学園では、指定一般相談支援・指定児童相談支援・指定特定相談支援事業のほか、県委託の地域療育支援センター事業など、地域に在住する在宅障害児者や家族、療

育機関などからの相談・支援を主な業務とした「地域支援係」があり、2名の職員がこれらの業務を担っていきます。

#### 〈 家庭・保護者（各施設）〉

- (1) 学園をより良いものにしていくのは我々職員の仕事ではありますが、「井の中の蛙」にならないためにも、保護者の目で、我が子が生活している学園生活について、適切にご意見を出していただけるようにしていきたい。
- (2) その意味からも、昨年同様にオープンディ等を開催し、作業参観会や保護者との意見交換の場などの機会を設定していきます。
- (3) 我が子の「個別支援計画」の確認と同意、個別支援計画が本人の日々の支援内容として適切な内容であるかどうか保護者からの意見も十分に取り入れた内容にしていきます。
- (4) 家庭(保護者)と学園(ケース担当・生活介護担当)の密な連携・信頼関係の強化を図る。
- (5) 親の会活動への協力と支援。

#### 〈 在宅サービス（障害福祉サービス・市町生活支援事業） 〉

- (1) 障害福祉サービス
  - ・ 短期入所事業（ショートステイ）：併設型として、児童・成人合わせて6ベッドを設置し、短期入所用として在宅の児童と成人に利用していただいております。しかし、学校等の長期休業時などには利用が集中し、ベッドの確保が大変難しくなっています。このような状態を解消する意味においても、圏域内への施設整備は喫緊の課題であります。
  - ・ 日中一時支援事業（レスパイトステイ）：1日5名を定員として利用を受け入れており、学校放課後など、学生の利用が中心となっています。
  - ・ 居宅介護・重度訪問介護事業（基準該当）、移動支援事業：圏域内に在住する重症心身障害児者の福祉ニーズに応えるために開始した事業です。本年度も、1名の利用者へのサービス提供を実施していきます。
- (2) 療育教室

発達に課題を持つ幼児の早期療育を実施する拠点施設として、圏域内市町からの委託事業「賀茂圏域療育支援事業」（障害幼児療育教室「ひまわり療育教室」）を平成26年度より実施しております。

  - ・ ひまわり療育教室：学園支援係の職員が中心となり、地域の在宅障害幼児の親子療育教室として月4回、年間48回実施する。
  - ・ 肢体不自由児療育教室（伊豆医療福祉センター療法士による巡回指導）  
圏域内在宅肢体不自由児に療育の機会を増やす事を目的に伊豆医療福祉セン



ターから職員（療法士）を派遣していただき、各家庭や園・学校等を巡回して訪問指導を実施します。本年度も年間6回の開催を計画している。

- (3) 障害児者地域療育支援センター事業(県委託事業)
  - ・ 療育三事業（施設支援・外来療育・訪問療育）：支援係職員を中心に在宅障害児者の支援を実施する。
- (4) 相談支援事業(指定一般・指定特定・障害児相談支援事業)：
  - ・ 相談支援事業(一般的な相談支援・サービス等利用計画の作成とモニタリング)、
  - ・ 圏域内各地区三障害合同相談会の開催
  - ・ 各種福祉サービスの紹介・情報提供・利用申請の手伝い他
- (5) ボランティアの受け入れ及び育成
  - ・ 中高生を中心としたボランティアの育成と活動を支援
  - ・ 社会人ボランティアの育成・支援
- (6) 福祉教育・実習生の受け入れ
  - ・ 保育士・児童指導員（社会福祉主事）・社会福祉士・介護福祉士・看護師などの養成（施設実習）、教員の介護体験実習、中・高生等の勤労体験（インターンシップ）受け入れ。

#### く その他（他機関との連携）

- (ア) 県・市町の関係機関（児童相談所、福祉担当課等）との連絡・連携
- (イ) 圏域自立支援協議会（各部会）への参加
- (ウ) 虐待・要保護等各市町のネットワークへの対応と協力
- (エ) 圏域内福祉関係各事業所との交流と協力・連携を深めるために、研修会や情報交換、行事（交流運動会、交流レクリエーション等）などの実施。

## 2 生活介護事業所ワークあおぞら

生活介護[20名]

### (1) 運営方針

利用者への虐待、不適切な支援等法人内で多くの課題が浮き彫りとなっている現状を踏まえ、障害福祉サービス提供事業者として原点に戻り、利用者の主体的な生活と自己実現のための支援や利用者の心身の健康の維持・増進のための支援を着実に行っていきたい。

職員体制等は未来を見据えつつも、現在提供しているサービスの質の維持を目指し、新入職員の定着と習熟度を上げていきたい。

とにもかくにも、職員全員が障害者福祉に従事する一人の人間として、自覚と責任をもって日々の業務に従事していきたい。

### (2) 具体的な内容

- ア 作業内容について、利用者が取り組みたいメニューをなるべく多く用意し、多様な働き方の一つとしての生活介護事業を展開できるよう努めます。
- イ 生活指導内容について、利用者が持っている力を発揮できるよう、また、利用者が希望する生活を実現できるよう必要な支援を行うとともに、体力づくりや気分転換のための日課等を充実させていきます。
- ウ 利用者が健康で楽しく通うことができるよう、安心安全を確保し、家族等と連携し健康の維持増進に努めます。
- エ 工賃について、少しでも多く支給できるよう努めます。
- オ 余暇支援を継続するとともに、各種イベントに積極的に参加し、利用者の意思、能力、特性に応じた社会での役割創出に努めます。
- カ 保護者懇談会や家庭訪問等を実施し、家族等との意思の疎通等を図ります。
- キ 障害福祉サービスを提供する事業所及び職員として、基本的事項の遵守を徹底するとともに、職員が外部研修を受講できるよう配慮します。
- ク 特に虐待防止関係では、外部研修、内部研修を重ね、不適切な支援等を排除し虐待防止を徹底していきます。

### 3 生活介護事業所東伊豆ワークセンター

生活介護[20名]

#### (1) 運営方針

本年の5月に開設4年目を迎え、あらためて生活介護施設の役割について確認を行い、利用者支援に関わる質の向上を目指します。

また、利用者の障害も多岐にわたり、従来取り組んできた作業内容の見直しを行い、より積極的な作業支援と個別に対応した余暇支援などの充実に取り組んでまいります。

さらに利用者の高齢化に伴い、医療と福祉の連携をすすめ、日々の体調管理とともに定期的な受診や検診に配慮し、個々の利用者の健康管理に努めます。

また、東伊豆地区唯一の障害福祉サービスの拠点として、他の福祉サービスを提供する各団体との連携・協力を図り、地域福祉の発展に尽力するとともに、地域住民の信頼に応えるよう努めます。

#### (2) 具体的な内容

- ア 今年度は管理者の移動に伴い、後任の管理者との業務の引継ぎを含め、協力・連携して業務の推進を図る。また、他の職員についても適正な業務の分担を図る。
- イ 個人支援計画書における利用者・保護者の要望や願いを計画書に反映するとともに、正確なアセスメントと丁寧なモニタリングを行い、具体的な支援にいかします。
- ウ 利用者支援に関わる虐待や不適切な支援が発生しないよう情報共有に努めるとともに外部研修への参加などで職員の資質を高めるようにします。
- エ 昨年度、地域との関係を重視するイベントを開催し、今年度も引き続き、オープンディの開催を企画し、地域に開かれた事業所をめざしていきます。
- オ 障害者優先調達推進法の施行に伴い、東伊豆町との業務委託事業の継続と東伊豆ワークセンターの製品のPRを積極的に行うとともに、併せて障害者への理解に対する啓発活動を実施します。
- カ 東伊豆町災害ボランティアとの連携を深め、防災備品の十分な備蓄に配慮するとともに、利用者ができる災害ボランティアにも積極的に参加するようにします。
- キ 送迎車両の安全運行と事故防止に資するドライブレコーダーの設置に伴い、日常の送迎に関係する安全をさらに高めてまいります。

## 4 共同生活援助事業所グループホームたんぽぽ

共同生活援助[12名]

### (1) 運営方針

利用者への虐待、不適切な支援等法人内で多くの課題が浮き彫りとなっている現状を踏まえ、障害福祉サービス提供事業者として原点に戻り、利用者の主体的な生活と自己実現のための支援や利用者の心身の健康の維持・増進のための支援を着実に行っていきたい。

また、年齢や障害特性、利用している日中活動等様々な点において大きく異なる利用者が共に暮らすうえで、安心安全を確保しつつ、個々の生活の質を維持できるようきめ細かい配慮を行っていきたい。

とにもかくにも、職員全員が障害者福祉に従事する一人の人間として、自覚と責任をもって日々の業務に従事していきたい。

また、男女6人ずつの住居編成を男性住居7人、女性住居5人に変更が可能か否か法令面の検証を行い、当該変更にかかる経費や費用対効果等について法人内で協議を進めていきたい。

### (2) 具体的な内容

- ア 利用者の特徴を再確認して、利用者一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。
- イ 利用者の安全等に配慮するあまり、ともすれば単調な毎日に陥りがちであるため、利用者の真のニーズをきちんと把握し余暇支援等の中で実現を図っていきます。
- ウ 利用者の健康状態の把握に努め、家族、通所先及び医療機関等との連携により、定期通院や服薬管理等を徹底し、利用者の健康維持や疾病予防に努めます。
- エ 障害福祉サービスを提供する事業所及び職員として、基本的事項の遵守を徹底するとともに、職員が外部研修を受講できるよう配慮します。
- オ 特に虐待防止関係では、外部研修、内部研修を重ね、不適切な支援等を排除し虐待防止を徹底していきます。
- カ 年に数回、日常では食べる機会の少ないメニューを提供する日を設け、特別な気分を味わっていただけるよう配慮します。

## 5 共同生活援助事業所グループホームこすもす

共同生活援助[12名]

### (1) 運営方針

共同生活援助施設は利用者の暮らしを支える役割を果たしており、利用者が楽しく生活できる体制をさらに工夫していきたいと考えます。

当面のサービス提供は、11名の利用者への支援を継続しますが、1名の空床を充足させ安定した経営ができるよう努力します。

さらに、11名の利用者の障害の多様性などに応じ、就労先や通所先等の関係機関と緊密な連絡を行い、安定した日中活動が行えるよう配慮します。

次に東伊豆町に整備された拠点として、他の福祉サービスの各団体との連携・協力を図り、地域福祉の発展に尽力するとともに、地域住民の信頼に応えるよう努めます。

### (2) 具体的な内容

- ア 個人支援計画書における利用者・保護者の要望や願いを計画書に反映するとともに、正確なアセスメントと丁寧なモニタリングを行い、具体的な支援にいかします。
- イ 男子棟・女子棟の個性を生かし、6人単位の生活の日課がスムーズに送れるようその対応を図ります。(食事・入浴・洗濯等の時間の確認と個々の生活課題に対応します。)
- ウ 利用者の高齢化に伴い、日々の健康管理とともに定期健診などに積極的な受診を促します。
- エ 利用者支援に関わる虐待や不適切な支援が生じないよう外部研修などへの参加で職員の資質を高めるようにします。
- オ 余暇支援は、ショッピング以外に文化活動への関わりを図り、特に近隣の町立図書館への利用は、利用者にとっても多くの情報が得られる場であり、今後とも積極的な利用を図ります。
- カ 施設周辺の環境美化に利用者・職員が積極的な取組を図り、地域の環境整備に努めます。
- キ 地域防災活動への積極的参加を図るとともに、グループホーム単独で非常事態への対応が図れるよう災害用の備品や食料の備蓄を図ります。